113	272,300	328,700					
114	272,600	329,100					
115	272,900	329,400					
116	273,300	329,600					
117	273,600	329,800					
118	273,900	330,100					
119	274,300	330,500					
120	274,700	330,900					
121	274,900	331,100					
122	275,100						
123	275,500						
124	275,800						
125	276,000						
126	276,300						
127	276,700						
128	277,100						
129	277,300						
130	277,700						
131	278,100						
132	278,400						
133	278,600						
134	278,900						
135	279,300						
136	279,600						
137	279,800						
138	280,100						
139	280,400						
140	280,700						
141	280,900						
142	281,100						
143	281,300						
144	281,600						
145	282,000						
146	282,200						
147	282,500						
148	282,800						
149	283,100						
150	283,300						
151	283,600						
152	283,800						
153	284,100						
再任用職員	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800	

備考　この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条　第十一条の十第一項各号中「一万二千円」を「一万六千円」に改め、同条第二項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第一号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千円」を「二万七千円」に、「一万二千円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「二万三千円」を「二万七千円」に、「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改め、同号ロ中「百分の百二・五」を「百分の百」に改め、同項第二号ロ中「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第二条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。